## 徳島県告示第百七十三号

事が完了したことを公告する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次のとおり工

令和五年四月十八日

## 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる	開発許可を受けた者	文けた者
地域の名称	住	氏名
二及び一〇番の各一部小松島市小松島町字南開九番三並びに九番	番地徳島市川内町大松一一七	佐野正雄
及び乙六七番一の各一部吉野川市鴨島町喜来字知恵島境乙六六番一	七番地八吉野川市鴨島町喜来乙六	ずほ 株式会社菓子工房み
四番一、六六四番二及び六六五番一同鴨島字天島六六一番、六六	地三美馬市脇町大字脇町二番	有限会社森事務所
板野郡松茂町満穂字満穂開拓八番四	四番三四号徳島市南二軒屋町二丁目	株式会社ライフリビ
同八番六	番地 山城西二丁目七八	リーフ株式会社
先町有地 〇番及び二一番二の各一部並びに二〇番地同 北島町中村字本須二一番一並びに二	池三二番地一板野郡北島町江尻字妙蛇	株式会社渡辺不動産